

# 令和7年度加須市田ヶ谷総合センター運営委員会 次第

日 時 令和8年3月25日(水)  
午前10時30分から

場 所 加須市田ヶ谷総合センター  
1階 集会室

## 【会議のポイント】

- ・ 令和7年度加須市田ヶ谷総合センター事業実施状況の報告
- ・ 令和8年度加須市田ヶ谷総合センター事業計画(案)の説明

## 【目標の時間】60分

- 1 開 会
- 2 委員委嘱
- 3 副市長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 委員長選出・委員長あいさつ
- 6 副委員長指名・副委員長あいさつ
- 7 議 事
  - (1) 令和7年度加須市田ヶ谷総合センター事業報告について
  - (2) 令和8年度加須市田ヶ谷総合センター事業計画(案)について
- 8 その他
- 9 閉 会

## 〈配布資料〉

- ・ 次第
- ・ 資料1 令和7年度加須市田ヶ谷総合センター事業実施状況報告及び  
令和8年度加須市田ヶ谷総合センター事業計画(案)について
- ・ 資料2 加須市田ヶ谷総合センター条例
- ・ 資料3 加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則
- ・ 加須市田ヶ谷総合センター運営委員会委員名簿

## 1 令和7年度加須市田ヶ谷総合センター事業報告について

## (1) 地域交流事業

① 教養・文化講座実施結果（実施／計画） 18／18 講座・57／56 回

No.	講座	時期及び予定実施回	実施回数(回)	申込(人)	定員(人)
1	料理教室①（うどん作り教室）	6月24日（火）：全1回	1	11	10
2	クラフトバンド教室	6月～8月（火）：全7回	7	10	10
3	【新】熱中症予防講座	7月22日（火）：全1回	1	13	20
4	民踊教室	7月～3月 第2・4（日）：全17回	17	14	20
5	料理教室②（秋を楽しむ料理）	9月30日（火）：全1回	1	13	15
6	茶道教室	9月～1月 第2・4（金）：全10回	10	9	10
7	【新】交通安全教室	10月7日（火）：全1回	1	11	30
8	スワッグ作り教室	10月16日（木）：全1回	1	8	10
9	ポディーメンテナンスヨガ教室	10月～12月（火）：全7回	7	10	10
10	編み物教室	10月～11月（火）：全3回	3	16	15
11	料理教室（饅頭づくり）	11月7日（金）：全1回	1	16	15
12	クリスマスリースづくり教室	12月4日（木）：全1回	1	7	10
13	料理教室（おもてなし料理）	12月8日（月）：全1回	1	14	15
14	正月飾り教室	12月11日（木）：全1回	1	5	10
15	【新】味噌づくり教室	1月20日（火）：午前・午後	1	5	5
16		2月17日（火）：午前・午後	1	5	5
17		各1回	1	5	5
18		各1回	1	5	5
合 計			57	153	165

## ■計画との差異

- ・民踊教室の回数を1回多く開催した（16回→17回）

クラフトバンドで編んだバッグ



スワッグ



②血圧測定 随時

血圧測定人数 169 名 (令和 8 年 2 月末現在)

(参考：R7：2 月末 43 名 R6:2 月末 41 名 R5:2 月末 38 名)

③人権啓発展

期 日：12 月 4 日 (木) ～12 月 22 日 (月)

内 容：人権啓発パネル・人権標語・人権ポスター・人権折り鶴「未来へ」の展示、  
啓発品の配布

※人権啓発パネルは(株)電通から無償借用。

※各文化・学習センターと同時開催

(パストラルかぞ、キャッスルきさい・みのり・アスタホール)

(2) 田ヶ谷総合センター利用状況

①館利用人数 11,602 名【令和 8 年 2 月末日現在】

(参考：R7:2 月末 9,290 名 R6:2 月末 9,119 名 R5:2 月末 5,855 名)

うち、貸館利用者 9,535 名

(参考：R7:2 月末 7,859 名 R6:2 月末 6,933 名 R5:2 月末 4,576 名)

②図書室・ロビー等の開放

■図書室利用者 262 名【令和 8 年 2 月末日現在】

(参考：R7:2 月末 420 名 R6：2 月末 657 名 R5:2 月末 412 名)

図書の貸し出し

図書の新規購入 7 冊 (現在蔵書数：2489 冊)

■ロビー利用者 1,378 名【令和 8 年 2 月末日現在】

(参考：R7:2 月末 1,068 名 R6：2 月末 912 名 R5:2 月末 406 名)

### (3) 講座参加者のイベントへの出演・出展

#### ① ヒューマンフェスティバル北埼玉への出展

期 日：10月18日（土）羽生市産業文化会館ホール

作品展示：編み物、クラフトバンド教室参加者の作品等 45 点

#### ② 2026みなくるフェスタへの出演・出展（予定）

（埼玉県教育集会所連絡協議会・部落解放同盟埼玉県連合会女性部主催事業）

期 日：3月28日（土）羽生市産業文化会館ホール

舞台出演：民踊教室参加者 14 名

作品出展：編み物、クラフトバッグ参加者の作品 40 点程度

### (4) 建物・機械設備等に関すること

#### ① 各種点検の実施

消防用設備、防火対象物、自家用電気工作物、建築設備等の法定点検を実施した。

#### ② 事務室エアコン修繕

#### ③ 1階電気系統漏電トラブル

- ・漏電により事務室・ホールを除く電気系統が利用不能となる
- ・現在、1階ロビーエアコンを除き復旧済
- ・1階ロビーエアコンは原因調査中

#### ④ 高木剪定

- ・大ケヤキ、集会室（南側）ヒバ等

### (5) その他

感染症拡大防止のための対応

センター入り口正面の置き型体温計による検温、手指消毒等を実施した。

## 2 令和8年度加須市田ヶ谷総合センター事業計画（案）について

### (1) 地域交流事業

①教養・文化講座事業計画 16 講座・56 回 (R7 計画：18 講座 56 回)

No.	講座	予定時期	実施回数(回)	定員(人)	備考
1	料理教室①（うどん作り教室）	6月	1	10	
2	クラフトバンド教室	6月～8月	7	10	
3	民踊教室	7月～3月	16	20	
4	【新】着付け教室	7月、9月	5	10	受講者要望より
5	ボディメンテナンスヨガ教室	9月～10月	7	15	R7～ 受講者要望より 回数増（5回→7回）
6	茶道教室	9月～1月	10	10	
7	【新】特殊詐欺防止講座	10月	1	20	埼玉県警
8	料理教室②（馒头づくり）	11月	1	15	
9	料理教室③（季節料理）	12月	1	15	
10	クリスマスリースづくり教室	12月	1	10	
11	正月飾り教室	12月	1	10	
12	味噌づくり教室 ①(9:00) ②(10:30)	1月	1	7	1日に14人受講予定 (人気につき定員増)
13			1	7	
14	味噌づくり教室 ①(9:00) ②(10:30)	2月	1	7	1日に14人受講予定 (人気につき定員増)
15			1	7	
16	料理教室④（季節料理）	2月	1	15	
合 計			56	188	

■新規講座 着付け教室

■定員増員 ボディメンテナンス講座（R6:10名→15名）、  
味噌づくり講座（R7:5名→7名）

■中止講座 スワッグ教室、編み物教室

②人権啓発展の実施

期日：12月1日（火）～23日（水）に実施予定

③図書室・ロビー等の開放

クールオアシス、赤ちゃんの駅、図書の貸し出し、児童用図書の新規購入

**(2) 講座参加者のイベント出演・出展**

①ヒューマンフェスティバル北埼玉 2026 への出演・出展

期日：令和8年10月24日（土）（予定）

会場：行田市教育文化センターみらい（予定）

②2027みなくるフェスタへの参加

（埼玉県教育集会所連絡協議会・部落解放同盟埼玉県連合会女性部主催事業）

期日：令和9年3月（予定）

会場：北足立郡市（予定）

**(3) 建物・機械設備等に関すること**

①照明のLED化（全館）

蛍光灯の製造が2027年末までに禁止されることから館内照明のLED化を進めます

※工事内容、工期等が分かり次第、利用者等へ周知いたします。

②畳張替（和室）

③機械警備の導入（10月予定）

夜間等の鍵管理方法の変更

地域の方の協力 → 警備業者への委託

④エアコンの更新（和室・図書室・ロビーほか）

一部のエアコンは開館当初のままであることから更新を検討していきます。

○加須市田ケ谷総合センター条例

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 148 号

改正 平成 28 年 11 月 30 日 条例第 39 号

令和 2 年 3 月 5 日 条例第 4 号

(題名改称)

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づき、福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の拠点として、総合的な事業の推進を図るため、加須市田ケ谷総合センター（以下「センター」という。）を設置する。

(令和 2 条例 4・一部改正)

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 加須市田ケ谷総合センター

位置 加須市上崎 2080 番地 1

(令和 2 条例 4・一部改正)

(事業)

第 3 条 センターは、次の事業を行う。

(1) 調査研究事業

(2) 相談事業

(3) 地域福祉事業

(4) 啓発及び広報活動事業

(5) その他必要な事業

(令和 2 条例 4・一部改正)

(利用の許可)

第 4 条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。

(令和2条例4・一部改正)

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは利用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、備品等を滅失又は破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき又は利用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 センターの利用者は、利用許可と同時に、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、第3条に基づく事業については、この限りでない。

(令和2条例4・一部改正)

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

- (1) センターの管理上特に必要があると認め、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができないとき。

(平28条例39・令和2条例4・一部改正)

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 館長の指示に従わないとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

(原状回復)

第10条 利用者は、その利用を終了したときは、直ちに原状に回復して、館長の点検を受けなければならない。前条の規定により利用許可の取消し等を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第11条 利用者は、利用中に施設設備品その他物品を滅失し、又は損傷した場合において、前条に基づく原状回復ができないときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

- 2 市長は、第9条の規定による許可の取消し等によって利用者が被った損害額について、賠償の責めを負わない。

(運営委員会)

第12条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、加須市田ヶ谷総合センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の構成その他運営について必要な事項は、市長が別に規則で定める。

(令和2条例4・一部改正)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(令和2条例4・旧第1項・一部改正)

附 則 (平成28年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年条例第4号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		使用料				備考
		午前	午後	夜間	1日	
1階		円	円	円	円	麵打ち室の 利用は食生 活改善室に 含む。
	集会室	1,000	1,500	2,000	5,000	
	会議室兼相 談室	100	150	200	400	
	教養娯楽室	100	150	200	400	
	食生活改善 室	600	800	600	2,000	
2階	図書室	100	100	200	400	読書のため の図書室の 利用は無料 とする。
	学習室	100	150	200	400	
	会議室	100	150	200	400	
	工作室	100	100	200	400	
	音楽室	100	100	200	400	

○午前とは、午前8時30分から正午まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後6時から午後10時まで、1日とは、午前8時30分から午後10時までとする。

## ○加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則

平成 22 年 3 月 23 日

規則第 112 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、加須市田ヶ谷総合センター条例（平成 22 年加須市条例第 148 号。以下「条例」という。）第 13 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(令和 2 規則 15・一部改正)

(利用時間及び休館日)

第 2 条 加須市田ヶ谷総合センター（以下「センター」という。）の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 利用時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。

(2) 休館日は、毎週の水曜日並びに 1 月 1 日から 1 月 31 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までとする。

(令和 2 規則 15・一部改正)

(職員の任務)

第 3 条 センターに館長その他必要な職員を置く。

2 館長は、上司の命を受け、センターの業務を統括し、所属職員を指導監督する。

3 館長以外の職員は、館長の命を受け、それぞれの職務に従事する。

(令和 2 規則 15・一部改正)

(館長の専決事項)

第 4 条 館長は、市長の権限に属する次の事項を専決することができる。

(1) 条例第 4 条の規定による利用許可に関すること。

(利用の手続)

第 5 条 条例第 4 条前段の規定により、センターの利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、施設利用許可申請書（様式第 1 号）を

利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の3箇月前の月の初日（その日が、第2条第2号に規定する休館日に当たるときは、その日の後において、その日に最も近い同号に規定する休館日でない日とする。）から利用日の2日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 条例第4条後段の規定により、許可された事項を変更しようとするときは、速やかに施設利用変更許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、センターの利用を許可したときは、施設利用許可書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、利用許可事項の変更を許可したときは、施設利用変更許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

（令和2規則15・令和4規則2・令和4規則13・一部改正）

（利用の制限）

第6条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を携行する者
- (2) 風紀を乱すおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

（管理上の制限）

第7条 センターを利用する者は、センター内において許可なくして、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売その他商行為をすること。
- (2) 所定の場所以外で火気を利用し、又は喫煙すること。
- (3) 印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

（令和2規則15・一部改正）

（使用料の減免）

第8条 条例第7条の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、施設使用料減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、施設使用料減免決定通知書（様式第6号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（令和4規則13・追加）

（田ヶ谷総合センター運営委員会の委員）

第9条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員13人以内をもって組織する。

- （1） 市内の公共的団体等の代表者
- （2） 知識経験を有する者
- （3） 市の職員

2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平31規則16・令和2規則15・一部改正、令和4規則13・旧第8条線下）

（委員長及び副委員長）

第10条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（令和4規則13・旧第9条線下）

（会議）

第11条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決する

ところによる。

(令和4規則13・旧第10条繰下)

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、総務部人権・男女共同参画課において処理する。

(平成29規則20・一部改正、令和4規則13・旧第11条繰下)

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(令和4規則13・旧第12条繰下)

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(令和2規則15・旧第1項・一部改正)

附 則(平成29年規則第20号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年規則第16号)

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

(令和2規則15・旧第1項・一部改正)

附 則(令和2年規則第15号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。





施設利用許可書

年 月 日

様

加須市長



次のとおり、加須市公共施設の利用を許可します。

受付番号		利用者番号	
施設			
施設内の場所			
利用目的 (行事名称)			
利用日時			
利用責任者			
利用人数	人 ～		

出演者					
出演予定者数	人	入場予定者数	人	会場整理員	人

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	利用時間	利用人数	冷暖房設備	照明設備

使用料	基本使用料		冷暖房使用料		照明使用料	
		円		円		円
	備品使用料		減免額			
		円		円		円
			合計			円



様式第5号(第8条関係)

施設使用料減免申請書

年 月 日

加須市長 様

利用者番号

利用者名/団体名

住所

電話番号

次のとおり、使用料の減免を受けたいので申請します。

受付番号			
施設			
施設内の場所			
利用目的			
(行事名称)			
利用日時	年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分		
使用料	減免前使用料	減免額	減免後使用料
	円	円	円
減免理由			

様式第6号(第8条関係)

施設使用料減免決定通知書

年 月 日

様

加須市長



次のとおり、使用料の減免について決定しましたので通知します。

受付番号			
施設			
施設内の場所			
利用目的			
(行事名称)			
利用日時	年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分		
使用料	減免前使用料	減免額	減免後使用料
	円	円	円
減免理由			

様式第1号（第5条関係）

（令和4規則13・全改）

様式第2号（第5条関係）

（令和4規則13・全改）

様式第3号（第5条関係）

（令和4規則13・追加）

様式第4号（第5条関係）

（令和4規則13・追加）

様式第5号（第8条関係）

（令和4規則13・追加）

様式第6号（第8条関係）

（令和4規則13・追加）

# 加須市田ヶ谷総合センター運営委員会委員

令和8年3月25日

No.	選出区分	氏名 (敬称略)	備考
1	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	おおて けいじ 大手 啓司	加須市自治協力団体 連合会騎西支部
2	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	いしはら はじめ 石原 肇	加須市自治協力団体 連合会騎西支部
3	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	きとど ひとし 木戸 均	騎西地区民生委員・ 児童委員協議会
4	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	はぎわら よしこ 萩原 好子	食生活改善推進員 協議会騎西支部
5	2号委員 知識経験を有する者	さかもと としお 坂本 利雄	部落解放同盟 騎西支部
6	2号委員 知識経験を有する者	さかもと けんじ 坂本 健治	部落解放同盟 騎西支部
7	2号委員 知識経験を有する者	さかもと ちかこ 坂本 チカ子	部落解放同盟 騎西支部
8	2号委員 知識経験を有する者	こうみ あさひこ 小海 昭彦	加須市立 騎西中学校長
9	2号委員 知識経験を有する者	たかつき あさひろ 高月 章浩	加須市立 田ヶ谷小学校長
10	3号委員 市の職員	なりた せいじ 成田 誠志	加須市総務部長

\* 選出区分 = 加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則第9条

□ 任期：令和8年3月25日～令和10年3月24日

## 加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則（抜粋）

### （田ヶ谷総合センター運営委員会の委員）

第9条 委員会を、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 市内の公共的団体等の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 市の職員